

## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
岐阜県大垣市
- 2 構造改革特別区域の名称  
大垣市認知症高齢者グループホームの短期利用事業特区
- 3 構造改革特別区域の範囲  
大垣市の全域
- 4 構造改革特別区域の特性

当市では平成12年4月の介護保険制度施行時に要介護等高齢者が約2,500人だったのが現在では約4,700人となっており、倍増している。また当市では、高齢者の在宅志向が強い現状をふまえ、高齢者介護の基本は在宅介護であるという認識のもと、全国ではじめて24時間ホームヘルプサービス事業を展開し、認知症専門のデイサービスを導入するなど、在宅福祉施策を積極的に推進してきた。しかし、サービス利用者の介護者等の中には施設入所を希望する方も多いのが現状である。

現在、地域福祉計画の具現化および第3期の介護保険事業計画を作成中であるが、在宅介護の一層の推進と介護者等のレスパイトケア（介護者の休息）の充実を今まで以上に図っていく必要がある。このため、高齢者が住みなれた地域で生活を継続していくために介護基盤の更なる整備をすすめていく予定である。また最近、認知症対応のグループホームが急増していることも当市の特性である。（介護保険制度施行当初は1か所であったグループホームが現在では6か所となっている。）

- 5 構造改革特別区域計画の意義

当市では、高齢者の在宅志向が強いのが現状であるが、介護者のレスパイトケアも大切な課題である。最近、民間法人の参入により短期入所事業所も少しずつ整備されてきているが、認知症の高齢者の緊急時の利用の場合など、一部に利用施設を遠方まで探さなければいけないケースも見受けられる。

その一方、認知症高齢者グループホームは急速に整備がすすんでいるが、一部の施設においては空き部屋が見受けられる。現行法令では認知症高齢者グループホームでの期間を区切った短期利用は認められておらず、空き部屋があっても認知症高齢者の短期的な利用ニーズには対応が困難な状況にある。

そこで、こうした認知症高齢者の短期的な利用ニーズに応えるため、認知症グループホームという認知症ケアの専門的な施設の短期的な利用を可能とすることにより、在宅

で生活する認知症高齢者の臨時、緊急のニーズに対する受け皿としての機能をもたせるものである。

これにより、いつまでも住み慣れた地域で生活することができるという高齢者のニーズに対応できるようになる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

現在本市では、高齢者の在宅志向というニーズと介護者のレスパイトの両方に対応していく必要があると認識している。認知症高齢者の在宅生活を支援するため、家族介護者の急用や急病などの緊急ニーズに対する受け皿として利用できるショートステイの整備、普及が望まれているなか、特区計画の実施により、認知症高齢者グループホームという専門的なケアが提供できる施設において、認知症高齢者の短期的な入所利用が可能となる。この取り組みは、一人ひとりの高齢者が、いつまでも住みなれた地域で安心して生活することができる社会の実現をめざすものである。

本市では、このように、いつまでもなじみの生活環境で生活し続けることができる地域社会づくりを地域福祉計画や介護保険事業計画の政策目標としており、本事業の実施が本市の政策目標を実現することにつながる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

認知症高齢者のグループホームで短期入所的サービスを実施することは、利用者にとって身近なところでのサービス利用を可能とし、地域住民が安心して住める地域の実現に寄与することになる。

また、既存の認知症高齢者グループホームの介護実践に比べて、短期的な利用が続くことが予想されるため、今まで以上に地域のボランティアやケアマネジャー、関係機関などが、認知症高齢者ケアの拠点であるグループホームを中心に連携していくことが予想される。このため、認知症ケアの専門的知識を地域において提供する活動 地域介護教室の実践など などにより、当該地域に良好な社会的、経済的な効果が期待できる。つまり、認知症高齢者ケアの拠点施設を中心にその地域において認知症についての理解が深まり、そして地域介護力が高まることにより地域住民の安全安心に寄与し、それが経済的社会的な効果をもたらすものである。

## 8 特定事業の名称 9 3 2 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

大垣市サテライト型特別養護老人ホーム設置特区事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号 932

名称 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

医療法人 静風会

社会福祉法人 大東福祉会

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主 体 医療法人 静風会

社会福祉法人 大東福祉会

区 域 大垣市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 認知症対応型共同生活介護事業所において短期的な利用を可能とする生活住居（1ユニットに1生活住居）

### 5 当該規制の特例措置の内容

認知症高齢者が住みなれた地域でいつまでも生活できるようにするため、あらかじめ利用期間を定めて認知症高齢者グループホームを利用することができる規制の緩和を申請するもの。

#### (1) 立地等について

2つの認知症対応型共同生活介護事業所とも市の中心部に近く、小中学校や病院も近隣にある生活居住地域に立地している。

#### (2) 規模等について

医療法人 静風会

現在、1ユニット（9名）であり1生活住居分を短期利用として活用する予定である。

社会福祉法人 大東福祉会

現在、3ユニット(27名)であり3生活住居分を短期利用として活用する予定である。

(3) 運営基準等について

本事業の人員、設備、運営に関する基準については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生労働省令第37号)第11章の規定を遵守する。

(4) 短期入所事業の位置づけについて

介護報酬上は認知症高齢者グループホームの介護報酬を算定する。

(5) あらかじめ定める利用期間

30日以内とする。